

101

議院調査證第一四〇〇一B一八號

米國對外關係一日本一九三一年一四一年第二卷拔萃

六二六頁

在日大使館參事官(ドゥーマン)傳書

牛場氏が昨日午后私の家に電話で直ぐに私も訪問してもよいかと云つて來た

x x x x x x x

そこで我々はヨーロッパ戦争に對する日米各國の態度の問題につき討議した
 牛場氏は米、獨閩を戦争に誘引しようとしてゐる獨乙に對して米國の側でと
 つてゐる如何なる行爲も防禦的行爲であると解釋すると云ふ事、前諒解を米國
 に與えることは日本としては出來ないと云つた。豊田海軍大將からグルー氏
 に宛てたものは日本政府提案された會議以前に行き得る限界に屬するもので
 あると牛場氏は考へてゐた。然し乍ら日本の有力な分子の間で近衛公をして
 大統領に對し、完全に大統領を満足せしめるやうな日本の態度に關する保障
 を口頭を以て且直接に與へしゆんとする諒解が成立してゐた。牛場氏は附け
 加へた。この問題で牛場氏が非常に不安感じていた今一つの事は日本政府は、

此の點について米國との間に成立する諒解に付き獨乙に如何なる言葉で説明すればよいかと云ふ事であつた私は條約神聖の主張を維持し來つた米國としてはその條約の遂行を裏切れと大つびらに從遷することは出來ないと言つた。然し權利と義務とを定むる同盟條約と關係同盟國の政策決定との間には明白な相違があると私には考へられる。従つて同盟國はその共同の目的に役立つ政策を遂行するけれども、日本が獨乙の目的だけに役立つ政策を遂行しなければならぬと云ふ義務が三國同盟條約から生じて來ないことは勿論である。それ故日本は條約第三條の義務を履行する用意はあるが米國の政策と適合する政策を遂行することを約束したと獨乙に通告出來ないであらうか。専門的に見てその同盟は防禦同盟である。日本政府が之を平和のための一手段と考へていたことは同盟調印の際天皇の喚發した勅語によつて明らかである。